

等級別基準職務表 (令和7年4月1日現在)

行政職給料表 (一)

等級	級別職務分類表に規定する基準となる職務
1級	1 事務員、技術員、主事及び技師の職務 2 栄養士、保健師及び保育士の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	1 主幹の職務 2 出先機関(支所を除く。)の出張所長の職務 3 保育所の園長の職務 4 条例等により設置した施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該公の施設の管理を行わせるものを除く。)の館長又はセンター長(以下「館長等」という。)の職務
5級	1 統括主幹の職務 2 統括園長の職務 3 相当高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う出先機関(支所を除く。)の出張所長及び館長等の職務
6級	1 課長、委員会等の事務局の課長の職務 2 出先機関(出張所を除く。)の支所長の職務 3 会計管理者の職務 4 議会事務局の次長の職務
7級	相当高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う課長、委員会等の事務局の課長、出先機関(出張所を除く。)の支所長、会計管理者又は議会事務局の次長の職務
8級	1 部長、委員会等の事務局の部長、技監、参事の職務 2 議会事務局の局長の職務